

○筑波大学附属図書館諸料金に関する細則

〔平成16年4月1日
法人細則第4号〕

改正 平成16年法人細則第 7号
平成18年法人細則第 2号
平成19年法人細則第 6号
平成27年法人細則第 3号
平成30年法人細則第 1号

筑波大学附属図書館諸料金に関する細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学附属図書館規則（平成16年法人規則第22号）第7条の規定に基づき、附属図書館において徴収する料金の額を定めるものとする。

(文献複写等に係る料金)

第2条 附属図書館における文献複写に係る料金の額は、次の表のとおりとする。

事 項		料金単価 (消費税込)		
電子複写方式による複写料金	白 黒	セルフサービスによる複写	1枚 10円	
		職員による複写	学外者	1枚 60円
			学内者（筑波大学附属図書館利用規程（平成16年法人規程第37号。第3条において「規程」という。）第3条第1号から第3号までに規定する者をいう。以下同じ。）	1枚 20円
	カ ラ ー	セルフサービスによる複写	1枚 70円	
		職員による複写	学外者	1枚 120円
			学内者	1枚 90円
e-DDS サービスによる複写料金	職員による複写	学内者	1枚 20円	
マイクロリーダプリンターによる複写料金	セルフサービスによる複写		1枚 20円	
	職員による複写	学外者	1枚 70円	
		学内者	1枚 20円	
マイクロフィッシュフィルム複製料金		1枚	300円	
コピーカード（セルフサービス用）		1枚	350円	

- 2 文献複写の通信運搬のための料金については、実費を徴収するものとする。
- 3 相互貸借に係る料金は無料とし、資料貸出に係る送料の実費を徴収するものとする。

(学外者利用証発行に係る料金)

第3条 学外者利用証を発行できる学外者は、規程第3条第4号及び第5号に規定する者並びに

第9号に規定する者のうち特に附属図書館長が認めた者とする。

- 2 学外者利用証の発行に係る料金の額は、規程第3条第4号及び第5号に規定する者については無料とし、同条第9号に規定する者のうち特に附属図書館長が認めた者については、次の表のとおりとする。

事 項	料金単価 (消費税込)	
	新規発行時	1 件
更新発行時 (紛失又は破損時の再発行を含む。)	1 件	5 0 0 円

- 3 学外者利用証の有効期間は発行日から1年間とし、いずれも更新することができる。

附 則

この法人細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平16. 4. 22法人細則7号)

この法人細則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平18. 3. 9法人細則2号)

この法人細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 16法人細則6号)

この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平27. 3. 3法人細則3号)

この法人細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平30. 1. 25法人細則1号)

この法人細則は、平成30年6月1日から施行する。